

[illegible]

西多摩郡 福生村熊川村組合長 井上久右衛門

教員住宅料支給規程

第一條 小學校教員ニ本規定ニ定ム所ニ依リ住宅料ヲ給ス但
教員住宅自宅 又ハ本村外ニ居住スル者ニ支給セズ

第二條 住宅料支給額ハ毎年度豫算ニ定ム所ニ依ル

第三條 住宅料ハ本村小學校ニ就職シ日ヨリ之ヲ支給ス

第四條 住宅料ヲ受クル者ニシテ第一條但書ニ該当スルニ至リタル時ハ
其翌日ヨリ之ヲ支給セズ

第五條 休職者ニハ住宅料ヲ給セズ

附 則

本規程ハ発布シ日ヨリ之ヲ施行ス

議案第四號

當組合福生村有土地貸借之關、別紙契約書案
第貳号 土地

第一號

田烟山林

二基干明細書記載、通貨借契約ヲ爲スモノトス

昭和十年三月十日 提出

西多摩郡福生村熊川村組合長

井上久右衛門

福生村有土地貸借契約書

福生村宇河原

畚

一宅地

坪

右土地貸借ニ付貸主福生村組合長井上久右衛門ヨリ甲トシ
借主福生村

畚地

コトシ契約スルコト左ノ如シ

第一條

土地貸付料ハ壹坪ニ付年額金

錢總坪數ニ對シ金

トシ乙ハ毎年八月及二月ニ期ニ各半額宛ヨリ甲ニ

納付スルモトス

第二條

土地貸借期間ハ昭和拾年四月壹ヨリ昭和拾五年参月末

日迄滿五年トス

第三條

乙ハ新ニ作物ヲ建設シ又ハ土地ノ原形ヲ変更セシムルト

キハ甲ハ承認ヲ受ケルモトス

第四條

甲ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ期限内ニ雖モ契約ヲ解除スル

コトアルレ但し第一號第二號ノ場合ハ契約解除後ノ雖

モ乙ハ其ノ損害ヲ辨償スルノ義務アルモトス第三號ノ場

合ハ甲ハ六月間ニ契約解除豫告ヲ爲スモ乙ハ蒙ル損害

一付キ甲ハ辨償ノ責ヲ任セサルモトス

一、貸付料、滞納額を年分以下及びバルトキ

二、無断ニテ工作物ヲ建設シ又土地原形ヲ変更シタルトキ

三、甲ニ付テ土地ヲ利用スル必要アリタルトキ

第五條 乙、契約満期又ハ契約解除、際ハ土地ヲ原状ニ復シ返還スルモノトス

七、契約ヲ證スル爲本書式通シテ作製シ各自書通シテ所持スルモノトス

昭和拾年四月壹日

貸主 福壽村組合長 井上久右衛門

借主

福壽村有土地貸借契約書

福壽村宇河原

番

一、畑

右土地貸借ニ付貸主福壽村組合長井上久右衛門ヨリ甲トシ借主福壽村
番地
コトトシ契約スルモノトス

第一條 土地貸付料、右反歩ニ付金

銭銀反別ニ對シ金

トシ乙、毎年八月及二月ニ期ニ各半額迄甲ニ納付スモノトス

第二條 土地貸借期間ハ昭和十年四月一日ヨリ昭和拾五年終月末日迄

滿五ヶ年トス

第三條 乙、甲、承認ヲ得ルヲモホハ土地原形ヲ変更スルモノトス

第四條 甲ハ左ノ各條ニ該當スルモノハ期限内ト雖モ契約ヲ解除スル

コトアルバ但シ第一條、第二條、場合ハ契約解除後ト雖モ乙

ハ其損害ヲ辨償スル義務アルモノトス 第三條、場合ハ甲

ハ三月前ニ乙ニ契約解除ノ豫告ヨナスモノトス 第四條、場合ハ

テハ辨償ノ責ニ任セラルモノトス

一、貸付料、滞納額一ヶ年分以下及びバルトキ

二、無断ニテ土地原形ヲ変更シタルトキ

第五條 乙ハ契約満期又ハ契約解除際ハ土地ヲ原狀復シ返還スルモトス

スルモトス

古契約ヲ證スル爲本書式通ヲ作製シ各自壺通ヲ所持スルモト

昭和拾年四月廿四

貸主

福壽然川村組合村長井上久右衛門

借主

福生村有子之賢付朋誼書

[illegible]

[illegible][illegible]

三三三
西
水田

三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 一九 一八 一七 一六 一五

五二四 四二三 三三三 一三八 六三七 五二五 四二五 七二六 八二三 七三七 八二三 七二三 九二一

四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

三	二	三	二	三	二	一	二	三	一	一	一
九八	九七	三九	九二	四〇	九一	八八	九七	三八	七八	一三	一三

生村

四三 森田友次郎
一三四五 野村健吉
四三七 森田平三郎
四三一 森田角左郎
六四四 笠井啓吉
五三 森田久兵衛
四二三 井野由石衛門
五五 村野紋藏
三四三 吉田又一
六九〇 木村通七
四一八 村野和十郎

九二二九

五十六

三、七、五

五

卷八

三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇

一五四
八〇二
三〇七
三三二
五〇八
二〇二
一〇七
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇

五	五	五	五	五	五	五	三	三	三	三	四	四
一	レ	ハ	〇	△	▽	▽	レ	レ	レ	ハ	六	〇
〇	レ	ハ	レ	レ	▽	〇	レ	レ	ハ	レ	〇	レ

一	一		二	二	五		一	一	三	六
廿一	廿八	八五	七五	一八	三四五	六二	六三	一五	八五	七一

五七四	笹市平石衛門
五一〇	木村年藏
五一之	木村源兵衛
三四之	吉田又一
四三七	木村源兵衛
五二	木村清吉
五一	木村年藏
五一三	木村源兵衛
二五四	小泉文治郎
一九二	井上長吉
四二一	村野之郎
二二三	木村年七

人々々々

三九、八四

11101.

五〇三